

平成 26 年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策）

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	既にその影響が顕在化しつつある、人類共通の課題である地球温暖化対策の解決のため、世界で共有されている、産業革命前からの気温上昇を2℃以内に抑えるという目標を視野に入れ、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を目指し、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及、政府の適応計画策定等を通じ、国及び地域レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	○2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 ○国及び地域レベルにおいて、気候変動への適応策を計画的に推進する。 ○国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	704	710	1,385	932
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	704	710	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		609	632	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)					

測定指標	温室効果ガス排出量(CO2換算百万トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度(17年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	42年度	-
		1,408(1,397)	1,304	1,354	1,390	1,408	-	1,042	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-		
	気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		-	「気候変動適応の方向性」策定	「適応への挑戦2012」作成	気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート作成	中環審気候変動影響評価等小委員会による審議	「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」(中環審意見具申)	政府全体の適応計画の策定	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-		
	世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-
-		LCS-Rnet年次会合(ベルリン)	LCS-Rnet年次会合(パリ)	LCS-Rnet年次会合(オックスフォード) LoCARNet立ち上げ年次会合(バンコク)	LCS-Rnet及びLoCARNet年次会合(横浜)	LCS-Rnet年次会合(ローマ) LoCARNet年次会合(ポゴール)	LCS-Rnet年次会合(パリ) LoCARNet年次会合(イスカンダール)		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない (判断根拠) <温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)> ○2013年(平成25年)のCOP19において、「各国はCOP21に十分先立って(準備ができる国は2015年第1四半期までに)、2020年以降の約束草案(削減目標案)を提出する」との決定がなされた。この決定を受けて、平成26年10月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合を立ち上げ、我が国の約束草案提出に向けて精力的に検討を進めた。 ○なお、平成27年度においては、合同専門家会合の検討等を踏まえ、4月30日に我が国の約束草案(要綱案)を提示、同要綱案を基に、6月2日の地球温暖化対策推進本部において、我が国の約束草案の政府原案を取りまとめた。さらに、パブリックコメントを経て、7月17日の同本部において、我が国の約束草案を取りまとめ、国連に提出。 ※我が国の約束草案が決定されたことを受け、2050年80%削減に先立つ中期的な目標として、今回の政策評価書において、2030年度目標を新たな「目標値」とした。 <気候変動影響評価、適応策の推進> ○地球温暖化対策としては、中長期的には、上記の排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠である。このため、平成27年夏頃を目標とした政府全体の適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会の議論を経て、平成27年3月に、中央環境審議会より「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として意見具申がなされた。 <世界全体での低炭素社会の構築推進> ○世界全体での低炭素社会推進のため平成21年に設立した低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)は、アジアをはじめとした途上国の取組が重要であるとの認識から平成24年には低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)を立ち上げ、アジアでの活動も強化し、それぞれ科学的知見を政策立案のために提供してきた。平成26年度からは、年次会合やパイロット研究プロジェクト等を通じて緩和と適応の統合に関する活動を行った。これらにより、アジアの低炭素化に貢献した。		
	施策の分析	○約束草案を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を早急に策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進することが必要である。 ○2050年80%削減に向けて、低炭素技術の開発・普及や社会経済構造の低炭素化などの取組を進めるとともに、約束草案も踏まえて、2050年80%削減に至る道筋(排出経路)に関し検討を進めることが必要である。		
	次期目標等への反映の方向性	○地球温暖化対策については、温室効果ガスの排出抑制等と気候変動による影響への適応策を車の両輪として取り組む必要がある。また、温室効果ガスの排出抑制等に関しても、国内での排出削減対策、森林吸収源対策、二国間クレジット制度を活用した海外における削減対策を総合的に評価することが必要である。 ○こうした観点から、今後策定する地球温暖化対策計画や政府全体の適応計画、COP21の合意内容等を踏まえ、例えば、「目標1-1」~「目標1-4」の統合・再編、新たな目標として「適応策」の追加など、地球温暖化対策の推進に関する「目標」、さらには「測定指標」の見直しを検討する。		
学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合において、我が国の約束草案について検討した。 ○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、気候変動が日本に与える影響について審議を進め、平成27年3月に、中央環境審議会より「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として意見具申がなされた。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IPCC第5次評価報告書等			
担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-②)

施策名	目標1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制				
施策の概要	「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書」に掲げられた対策・施策の着実な実施を図る。また、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する。				
達成すべき目標	○2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減(原子力発電による温室効果ガス削減効果を含めずに設定した現時点での目標)を達成する。 ○国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	37,891	65,904	99,332	93,408
	補正予算(b)	10,150	1,780	0	
	繰越し等(c)	▲ 13,607	▲ 3,660	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	34,434	64,024	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	29,850	67,017	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出) 				

測定指標	基準値	実績値					目標値		達成
		25年度(17年度)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算百万トン)	1,235(1,219)	1,139	1,188	1,221	1,235	-	1,208(注)	927	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準	実績値					目標		達成
非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算百万トン)	134.4(149.9)	134.4	132.5	133.5	134.4	-	110.0	123.5	△
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準	実績値					目標		達成
代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算百万トン)	38.6(27.7)	31.2	33.5	36.1	38.6	-	46.0(注)	28.9	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	基準	実績値					目標		達成

(注)測定指標における「目標値」について
 ・「エネルギー起源二酸化炭素の排出量」:我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギー需要側の各部門における対策が所期の成果を上げた場合に達成することができると試算される目安。なお、2020年度における原子力発電所の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、2020年度における電力の排出係数を設定できないため、直近の実績である2012年度の排出原単位を用いて試算。
 ・「代替フロン等4ガスの排出量」:平成25年に成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」による追加的な対策を実施しなかった場合の排出量であり、当該法律の施策の具体化が行われた後、本施策を盛り込んだ目標数値の見直しを行う。なお、削減効果は、追加的な対策を実施なかった場合に比べ9.7~15.6百万トン-CO2と見込まれている。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p><エネルギー起源CO2排出量> ○平成25年度のエネルギー起源CO2排出量は前年度比1.1%増となったが、火力発電における石炭の消費量の増加等が主な要因である。一方で、平成25年度の最終エネルギー消費量[PJ]は前年度比1.0%減(※)、再生可能エネルギーによる発電電力量[kWh]は前年度比4.2%増(※)であり、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組が浸透しつつあると考える。 ※出典:総合エネルギー統計(資源エネルギー庁)</p> <p>(判断根拠)</p> <p><非エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量> ○平成25年度の前エネルギー起源CO2、メタン及び一酸化二窒素の排出量は前年度比0.7%増であったが、微増であり、平成17年度比では10.3%減となっている。</p> <p><代替フロン等4ガスの排出量> ○平成25年度の代替フロン等4ガスの排出量は前年度比6.9%増となったが、エアコン等の冷媒からのHFCs排出量の増加が主な要因であった。これについては、平成27年4月全面施行の改正フロン類法に基づく各種施策により、HFCs排出量の増加を抑制する方針である。</p>			
	施策の分析	<p>○約束草案を達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を早急に策定し、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進することが必要である。</p> <p>○エネルギー起源CO2排出量の増加の主な要因となった火力発電における石炭の消費量の増加については、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合(4大臣会合)」(平成25年4月26日)で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日経済産業省・環境省)に基づき、電力業界に対し、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む枠組みの構築を促しているが、未だその枠組みが構築されていない。環境省においては、業界任せにせず、この枠組みが確実に構築され機能するための対応・政策を検討している。</p> <p>○2020年度の温室効果ガス削減目標(2005年度比3.8%減)の内訳は、森林吸収量について2005年度比で2.8%以上の吸収量の確保を目指すとともに、エネルギー効率をさらに20%改善する省エネ努力の実施、再生可能エネルギーの導入拡大、フロン対策の強化、二国間クレジット制度などを総合的に進めるものであり、先般の約束草案(2030年度の削減目標)と併せ、確実な目標達成を目指す。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 ○2020年度の温室効果ガス削減目標及び先般の約束草案(2030年度の削減目標)を確実に達成するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画を早急に策定する。 ○再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組の推進を図り、自立分散型の低炭素社会を構築する。</p> <p>【目標及び測定指標】 ○2020年度及び2030年度の温室効果ガス削減目標の内訳を踏まえると、温室効果ガスの排出抑制等の対策(緩和策)については、森林吸収源対策、二国間クレジット制度の活用を含めた総合的に評価することが必要である。一方、地球温暖化対策としては、緩和策とともに気候変動の影響への適応策が重要である。 ○2020年度の温室効果ガス削減目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定する。 ○こうした観点から、今後策定する地球温暖化対策計画や政府全体の適応計画、COP21の合意内容等を踏まえ、例えば、「目標1-1」~「目標1-4」の統合・再編、新たな目標として「適応策」の追加など、地球温暖化対策の推進に関する「目標」、さらには「測定指標」の見直しを検討する。</p>			

学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会・産業構造審議会の合同専門家会合において、我が国の約束草案について検討した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 フロン対策室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	
-------	---	--------------------	--	----------	--

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-③)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。					
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%減のうち、森林吸収源については、2005年比約2.8%(約3800万トン)以上の確保を目標とする。 また2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出削減目標のうち、森林吸収源については2013年比約2.0%(約2780万トン)の吸収量の確保を目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	23	23	33	34
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	23	23	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	22	24	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく第1回日本国隔年報告書(平成25年12月) 					

測定指標	温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	
			4,950万	5,160万	5,280万	6,100万	算定中	森林吸収源で約3,800万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	インベントリ報告改善件数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
		17	15	16	20	22		-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○我が国の2020年度の温室効果ガス削減目標については、平成25年11月のCOP19において、2005年度比3.8%減とすることを表明した。そのうち、森林吸収源については、京都議定書第2約束期間のLULUCFルールに則して、森林経営による吸収量の算入上限値である2013年度から2020年度平均で1990年度比3.5%(約4,400万トン)(2020年における吸収量としては、2005年比約2.8%(約3800万トン)以上の確保を目標とすることとした。</p> <p>○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取し、我が国のインベントリの報告内容を改善した。ここでとりまとめられた成果は、国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用された。</p>
	施策の分析	-
	次期目標等への反映の方向性	<p>○第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上するため、必要なデータの収集や検討、修正を行う。</p> <p>○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。</p> <p>○さらに、気候変動枠組条約の下での2020年以降の新たな枠組み構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第一約束期間における森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法を改善するため、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、学識者の意見を聴取した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-④)

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進					
施策の概要	途上国において優れた低炭素技術等の普及促進や対策実施を通じ、我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する二国間クレジット制度(JCM)を推進し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。					
達成すべき目標	2016年度までにJCM署名国を16か国に増やすことを目指し、関係国との協議を加速していく。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	7,766	9,949	16,297	15,980
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	3,031	▲ 455	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	10,797	9,494	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	7,325	8,152	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・攻めの地球温暖化外交戦略 ・経済財政運営と改革の基本方針 ・日本再興戦略 					

測定指標	JCMパートナー国数	基準値	実績値				目標値	達成	
		25年度	26年度	27年度	年度	年度	年度	28年度	○
		8か国 (累積10)	2か国 (累積12)	2か国 (累積14)				累積16か国	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 平成27年7月時点で、JCMパートナー国は14か国。その他複数の国と協議を進めており、「平成28年までに16か国」の目標は達成する見込み。
	施策の分析	<p>○攻めの地球温暖化外交戦略(H25年11月発表(外務省、経済産業省、環境省))及び日本再興戦略に位置付けられている通り、平成28年までにJCMパートナー国数を16か国まで増やすことを目標に途上国との協議を実施している。</p> <p>○また、JCMの下でのプロジェクト実施に当たっては、平成27年7月時点で12か国で計41件のJCM資金支援事業を実施中であり、うち既に3か国との間で6件がJCMプロジェクトが登録済みである。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○約束草案(政府原案)において、「JCMにより、2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO2の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる」とされており、これに向けJCMを活用した排出削減・吸収プロジェクトの実施を推進する。</p> <p>○JCM資金支援事業を通じたGHG排出削減・吸収量を測定指標とした次期目標の検討を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 市場メカニズム室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	2015年6月
-------	-------------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑧)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、環境基準の達成状況の改善を図る。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染について、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,132	2,180	2,384	2,183
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,132	2,180	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	1,903	2,072	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	別紙のとおり					100	△
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	別紙のとおり					100	△
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	別紙のとおり					100	△
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	我が国の降水中pHの平均値	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	4.82	4.77	4.76	4.78	解析中	5.6	×
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○全国の天気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。その他の項目については、概ね改善又は高い達成率で横ばいになっており、浮遊粒子状物質については、平成25年度の環境基準達成率は一般局97.3%、自排局94.7%(平成24年度達成率:一般局、自排局ともに99.7%)と、一般局でやや低下、自排局で5ポイント低下した。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の平成25年度の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で98.6%(平成24年度達成率:一般局100%、自排局:98.6%)とほぼ同水準で推移している。浮遊粒子状物質においては、平成25年度の環境基準達成率は一般局で96.4%、自排局で92.3%(平成24年度は一般局、自排局ともに100%)となった。また、窒素酸化物の年平均値は低下傾向にあり、浮遊粒子状物質の年平均値についてはほぼ横ばいとなっている。 ○我が国の降水のpHは依然4.8前後で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。		
	施策の分析	○光化学オキシダントについては環境基準達成率は依然として1%に満たない状況にあるが、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標(光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセントタイル値)を用いると、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆される。現在、測定値に基づく解析とシミュレーションを組み合わせた解析や科学的知見の集積を進めているところ。 ○PM2.5については、年平均濃度が概ね減少傾向にあったが、近年は環境基準達成率は低く推移している。これは、短期基準の達成率が、平成23年度以降では最も低くなったためである。平成25年度は、7月、8月に光化学スモッグ現象が多く発生し、大気中で二次的にPM2.5が生成して日平均値が高くなった日が全国的に多く、また、2月に風が弱いなどの気象条件により、関東地域を中心に日平均値が高くなった日が多かった。これらの要因により、短期基準が非達成となった日が多かったことから、環境基準の達成率が低下したと考えられる。 ○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施することとしている。 ○アジア地域における環境対策については、コベネフィット・アプローチを普及させるため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、二国間協力として中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究、研究支援等を実施した。		
	次期目標等への反映の方向性	○光化学オキシダントに関しては、光化学オキシダントの長期トレンドを評価するための指標を用いて、経年変化要因の解明や削減対策効果の把握を進め、有効な削減対策を推進していく。 ○PM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会専門委員会による中間とりまとめが行われたところであり、これも踏まえて引き続き、生成機構の解明やデータの収集を進め、科学的知見の充実を図り、環境基準達成率の向上に努める。 ○その他の項目に関して、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持していく。 ○自動車排出ガス対策全般に関しては、中央環境審議会専門委員会等において、国連で採択された世界統一排出ガス試験サイクルの導入、ディーゼル重量車のプロバイガス対策についての検討を行い、それらについて、平成27年2月に、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十二次答申)」が答申された。これにより、乗用車等の次期排出ガス規制が2018年より順次導入されることが決まった。 ○酸性雨に関しては、酸性雨の状況やその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。		
学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質専門委員会、揮発性有機化合物排出抑制専門委員会等を開催し、ご審議いただいた。PM2.5については、平成27年3月に専門委員会において中間とりまとめが行われている。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・26年3月改訂)			
担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう エ. 二酸化窒素 キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素 オ. 光化学オキシダント ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質 カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	目標年	目標値
①ア	99.6	99.7	99.6	99.7	99.7	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	98.8	93.0	69.2	99.7	97.3	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0	0.5	0.4	0.3	調査中	-	100
カ	99.8	100	99.5	100	99.8	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
コ	-	32.4	27.6	43.3	16.1	調査中	-	100
②ア	95.7	97.8	99.5	99.3	99.0	調査中	-	100
イ	99.5	93.0	72.9	99.7	94.7	調査中	-	100
ウ	0	0	0	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	100	調査中	-	100
カ	-	8.3	29.4	33.3	13.3	調査中	-	100
③ア	92.9	95.7	99.1	98.6	98.6	調査中	-	100
イ	100	99.0	75.6	100	92.3	調査中	-	100

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑨)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	112	132	156	142
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	112	132	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	105	130	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
			81.6	85.4	85.1	85.9	調査中	100	×
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	
			-	91.3	91.8	92.6	92.9	調査中	100
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
			-	78.0	77.3	77.6	76.5	調査中	100
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
			-	51.7	59.3	60.2	58.3	調査中	100
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
			-	2882.0	3222.0	3254.0	3351.0	調査中	-
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
		-	15194	14569	14411	13792	調査中	-	-
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/			
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
		-	350	570	770	1,100	1,400	-	-
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/			

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr/> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にある。 ○自動車騒音に関する環境基準の達成状況は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要はあるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における環境基準の達成状況は、92.9%となっている。 ○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況は航空機騒音が76.5%、新幹線鉄道騒音が60.2%であり、長期的には改善傾向にある。 ○振動に関する苦情件数は増加傾向にある。 ○悪臭に関する苦情件数は10年連続で減少しているが、サービス業・個人住宅等に係る苦情件数の割合は増加傾向にある。 ○ヒートアイランド対策については、熱中症予防サイトのアクセス数は増加傾向にある。</p>				
	<p>施策の分析</p> <p>○騒音・振動・悪臭対策については、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。具体的には、例えば、自動車単体騒音規制については、平成24年4月の中央環境審議会による答申において今後の検討課題とされた四輪車の走行騒音規制の見直し等について、専門委員会等において検討を進めているところ。 ○ヒートアイランド対策については、平成25年に改正されたヒートアイランド対策大綱を踏まえて、熱中症予防サイトによる周知等を継続して行う必要がある。さらに従来からの取組に加え、適応策の推進について普及を図っていく必要がある。併せて、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の改訂に伴い、対策の実施を推進する必要がある。</p>				
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法により適切な施行のため、引き続き、法の施行状況や発生源に係るデータ等を収集し、必要な施策強化に反映する。 ○ヒートアイランド対策の適応策については、引き続き熱中症予防サイト等による周知を図っていく。またモデル事業終了後、モデル事業で得られた知見を普及・啓発する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>学識経験者を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会並びにタイヤ騒音規制検討会等を開催し、審議を行った。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>		<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,400	2,474	2,198	2,764
		補正予算(b)	9999	0	0	
		繰越し等(c)	▲9988	9,988	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2411	12,462	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2265	12,283	(※記入は任意)			
施策に関する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なもの)						

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	98.9	98.9	99.0	99.2	調査中	100%	△
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		河川	92.5	93.0	93.1	92.0	調査中	100%	△
		湖沼	53.2	53.7	55.3	55.1	調査中	100%	×
		海域	78.3	78.4	79.8	77.3	調査中	100%	×
		全体	87.8	88.2	88.6	87.3	調査中	100%	×
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/		
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	93.1	94.1	93.9	94.2	調査中	100%	△
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		-	「別紙のとおり」					100%	×
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/		
	5 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万吨)	基準値	実績値					目標値	達成
年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
180		183	178	173	129	集計中	180以下	○	
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/			

評価結果	目標達成度の測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(25年度)は99.2%で、主要な測定指標は概ね目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成25年度)については、河川は92.0%、湖沼は55.1%、海域は77.3%、全体87.3%であり、昭和49年度(河川は51.3%、湖沼は41.9%、海域は70.7%、全体54.9%)と比べて改善してきている。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(25年度)は94.2%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域については、海域によって環境基準達成率は異なるものの、7次にわたる水質総量削減規制の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている。</p> <p>また、赤潮発生件数についても、自然現象であるため発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期に比較すれば減少している。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、赤泥の海洋投入処分量が減少し、期待どおりの成果が得られた。</p>
	施策の分析	<p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により徐々に改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○地下水については、概ね環境基準を達成している状況であるが、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の項目における基準値超過率が最も高い状況である。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る。</p> <p>○閉鎖性海域については、陸域からの汚濁負荷量は着実に減少し、水質は改善傾向にあるものの、富栄養化や貧酸素水塊は依然として発生している。</p> <p>○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分の削減について、赤泥の海洋投入処分量については平成22年度から逡減傾向にある。また、平成26年度末に海洋投入処分を終了することとなり、十分な成果が得られている。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○今後も引き続き、環境基準達成率等の向上のため、水環境に係る各種施策の取り組みを推進するとともに、水質汚濁の現状を把握する。</p> <p>○地下水については、特に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の環境基準達成率の向上のため、地域における取組の推進のために必要な対策の検討を進める。</p> <p>○閉鎖性海域については、第8次水質総量削減の在り方について、中央環境審議会の専門委員会にてご審議いただいているところであるため、審議結果を踏まえ、必要な施策を進める。</p> <p>○海洋汚染防止については、引き続き、海洋投入処分の許可制度の適正な施行等により海洋環境の保全を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会水環境部会における各専門委員会において、環境基準項目および環境基準の水域類型指定の見直し検討について審議を行った。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において、トリクロロエチレンに係る排水基準等の見直しについて審議を行った。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会に二つの小委員会を設置し有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討が進められている。</p> <p>○中央環境審議会水環境部会に設置された瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進め、平成27年2月に閣議決定された。</p> <p>○平成26年9月に、中央環境審議会水環境部会総量削減専門委員会を設置し、第8次水質総量削減の在り方について、平成26年12月から5回開催し、審議を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)
---------------------------	-----------------------------------

担当部局名	水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境 室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時 期	平成27年6月
-------	--	--------------------	--	--------------	---------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度
	—	77 98	81 97	79 93	79 98	77 98	調査中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度
	—	67 67	67 100	67 100	67 100	67 100	調査中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度
	—	68 83	63 67	68 100	63 83	63 83	調査中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値						目標値
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度
	—	56 43	56 86	56 43	56 57	56 86	調査中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数(瀬戸内海、有明海、八代海の順)[件]	基準値	実績値						目標値
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度
	—	104/34/16	91/35/14	89/29/13	116/44/16	83/40/16	調査中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑪)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全								
施策の概要	<p>○畑作物中のカドミウムに関する規格基準設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成28年度までに7食品群21品目中のカドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を明らかにする。</p> <p>○米中のヒ素に関する規格基準が設定に備え、農用地土壌汚染防止法における対策地域指定要件等の規制手法の確立を目指すため、平成29年度までに、4土種24土壌(人工添加していない)と米中のヒ素濃度との相関関係を明らかにする(平成25年度までは人工ヒ素添加土壌を分析し、分析項目を検討)。</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を確保する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p>								
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。								
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度				
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	334	306	243	283			
		補正予算(b)	0	0	0				
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)				
		合計(a+b+c)	334	306	(※記入は任意)				
執行額(百万円)	219	252	(※記入は任意)						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)									
測定指標	作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数の累計調査率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	×
		-	10	24	43	57	71	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	×
		-	-	-	-	-	29	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率(%) (成果実績=指示措置実施区域数/要措置区域数)	基準	実績値					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×
		-	-	-	80.2%	69.9%	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×	
	-	100	100	100	83.3	83.3	100		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標:○に近い未達成)
	(判断根拠)	<p>○平成26年度に予定していた作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数や、米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数については、予定どおり実施され、目標に向かって着実に進展した。</p> <p>指標(作物中カドミウム濃度と土壌中カドミウム濃度の関係を調査した品目数及び米中ヒ素濃度と土壌中ヒ素濃度の関係を調査した土壌数の累計調査率)については、目標達成年度をそれぞれ28年度、29年度に置いているため、達成率は100%とはならない。</p> <p>○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における指示措置の実施率は約80%(平成24年度)、約70%(平成25年度)となっている。</p> <p>なお、指標(土対法第6条に規定する要措置区域における指示措置の実施率)では、要措置区域の解除件数及び水質測定措置を実施中の件数の和を指示措置実施済の区域数としており、その他の措置の指示が発出され、未だ完了していない場合は指示措置実施済区域に含まれていない。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成26年2月に東京都で新たに指定され、計6地域となった。</p> <p>新たに指定された対策地域についても、平成26年度に対策計画が策定されており、平成27年度に対策完了予定。</p>
	施策の分析	<p>○農用地土壌汚染対策については、施策が着実に進展していることから、引き続き、施策を実施し、農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に行われるよう、支援が必要である。</p> <p>なお、指標(ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率)については、平成25年度までに指定された5地域においては全て対策事業が完了している。平成26年に新たに地域指定されたことから対策完了率は減少したものの、これまでの対策地域では対策は着実に実施されている。</p>
次期目標等への反映の方向性	国民の健康保護の観点から、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全することが重要であることから、引き続き当該施策を行っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 農用地未規制物質対策調査業務及び農用地土壌環境調査手法等検討調査業務(環境省) 各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------	--------------------	--	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑫)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準が未設定の農薬有効成分について速やかに基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	184	167	277	150
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	184	167	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	135	79	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	当面の間	○
		-	158~160	141~143	136~138	128~130	集計中	176以下	
		年度ごとの目標値	-	315~343	※23年度以降は目標設定対象が変更				
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	実績値					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	△
		-	大気100 公共用水域水質98.4 公共用水域底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域水質98.2 公共用水域底質99.8 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域水質98.1 公共用水域底質99.6 地下水質99.6 土壌100	大気100 公共用水域水質98.2 公共用水域底質99.6 地下水質99.5 土壌100	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	3 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数(累計)	基準値	実績値					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	○
-		135	196	260	309	386	559		
年度ごとの目標値		-	185	246	310	359	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) ○平成25年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成25年の全国の環境調査結果では、大気・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、平成26年度は目標値を大きく上回る農薬有効成分数を設定することができた。また、これまでに目標の約70%の農薬有効成分について設定することができた。これまでと同程度の設定数を維持することで平成32年度までに目標値を達成することが可能。

評価結果	施策の分析	<p>○環境濃度(常時監視)、施行状況、排出インベントリー調査を実施することにより、ダイオキシン類の国内での現状が把握出来ており、これに基づいてすべて目標を達成している事が確認できている。また、環境濃度、排出インベントリーは継続的に毎年改善されている。</p> <p>ダイオキシンの環境測定に係わる信頼性を確保するために、精度管理に関して専門的な見地から検討を行っている。</p> <p>○26年度に水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値を設定した全ての農薬について、国内外の信頼性の高いデータベース等を活用し、毒性文献データを検索。文献データが得られた場合には、その内容を精査の上、基準値設定の際の基礎情報として活用。このような取組により、基準値の科学的信頼性を確保した。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○ダイオキシン類については、引き続き現在実施している施策を継続する事により、継続的な改善に努めていく。</p> <p>○農薬については、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、平成27年度の設定数をこれまでと同様50農薬とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催(H23年度)。有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施(H25年度)。</p> <p>○学識経験者を委員とする水産動植物登録保留基準設定検討会及び中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p> <p>水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を定める件(平成18年12月環境省告示第143号、最終改正平成27年4月27日)</p>
---------------------------	---

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-⑬)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応					
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。					
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,402	1,122	865	786
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	130	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,532	1,122	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,038	957	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報の把握・共有	基準値	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
			被災地及び周辺地域の環境モニタリング調査等を着実に実施し、その結果を公表している。	年度	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 水環境中の放射性物質モニタリング調査やアスベスト濃度調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	当該施策については、政府の「総合モニタリング計画」等に基づいて継続的に関連事業を実施しており、今後も引き続き、被災地住民をはじめとする国民の不安解消のために当該施策を推進していく。
	次期目標等への反映の方向性	今後も引き続き、被災地住民をはじめとする国民の不安解消のために当該施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	測定地点の選定基準・測定方法等について外部の委員を含めた委員会での検討を行っている。
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省報道発表資料 http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_jointconf.html http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033 http://www.env.go.jp/air/rmcm/conf_cm2.html</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>大気環境課 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>		<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--	-----------------------------	--	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-①)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,332	1,276	1,213	1,262
		補正予算(b)	0	0	200	-
		繰越し等(c)	0	0	▲200	
		合計(a+b+c)	1,332	1,276	1,213	
執行額(百万円)	1,267	1,234	1,156			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	×
		56%	-	-	56%	-	46%	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定 済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		18	13	18	24	32	35	47	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に 対する植生図整備図面数の 割合[整備図面数/全国土図 面数]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
国土の60%		国土の56%	国土の60%	国土の64%	国土の68%	国土の72%	国土の77%		
年度ごとの目標値				国土の64%	国土の69%	国土の72%			

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>相当程度進展あり</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末に実施した生物多様性国家戦略の点検結果等を踏まえ、国家戦略に掲げる自然共生社会の実現に向け、自然生態系の有する防災・減災機能の評価・検討を実施した。 ・生物多様性地域戦略については、平成26年度末時点で、35都道府県が策定しており目標に近づいているが、対前年の策定数の伸びに大幅な鈍化が見られた。 ・植生図の整備図面数は、平成26年度末時点で、国土の72%の整備が完了し、着実に成果をあげている。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。COP10により生物多様性の認知度が一時的に上昇したものの、時の経過により関心が薄れつつあると考えられる。 ・平成26年度は、多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域セミナーの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの作成等を実施した。 ・また、事業者や事業者団体等による先駆的な取組事例や、ビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組をまとめた「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」を作成したほか、事業者団体の取組を促進するための方策について検討を行った。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援した。平成26年度は引き続き、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの創設を通じて、よりきめ細やかに、改定・策定プロセスを支援した。 ・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」(事務局:国連大学高等研究所)について、平成26年5月にはヨーロッパ地域ワークショップをフィレンツェ(イタリア)において、同年10月には生物多様性条約COP12と平行して、第5回定例会合を平昌(韓国)においてそれぞれ開催した。また、各国でのパイロットプロジェクトを支援するため、SATOYAMA保全支援メカニズムを創設し、平成26年10月に6件のプロジェクトを承認した。平成27年6月現在、国、国際機関、団体で構成される合計167団体が加入している。また、複数のIPSIメンバーが協力して行うプロジェクトを認証し、推進しており、現在29の協力活動が承認されている。 ・名古屋議定書については、平成26年3月にまとめられた有識者からなる検討会の報告書を踏まえ、締結に必要な国内措置の検討を関係省庁と共に行っている。 ・東南アジアにおける持続可能な森林経営のモデルガイドラインの策定に向け、熱帯林保全に関する企業等と現地住民の連携を促すスタディツアーを実施した。また、砂漠化被影響国における砂漠化対処のための放牧地利用計画の策定を内容とするプロジェクトを進めた。 ・南極条約協議国会議(平成26年5月・ブラジリア)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。 ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)第3回総会(平成27年1月・ボン)及び関連会合への専門家派遣及び国内連絡報告会の開催を行った。また、次回IPBES総会及び関連会合へのインプットに向けた情報の整理を行い、その内容を報告書としてまとめた。 ・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。
		<p>(判断根拠)</p>

施策の分析

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

- ・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価で、目標達成に向けては各国が取組を一層加速する必要があるとされた。我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、気候変動の影響への適応等、特に取組の進捗が遅いとされた分野については重点的に取組を推進する必要がある。
- ・生物多様性地域戦略については、生物多様性保全活動支援事業の委託費で、地方公共団体の策定を支援してきたが、平成25年度の行政事業レビューに基づき廃止が決まり、平成26年度は平成25年度からの継続のみの執行となり、新規で策定の支援を受けた地方公共団体がなかったことは、策定数の伸び率鈍化の一因となっているものと思われる。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

- ・多様なセクターが参加する「国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)」を通じて生物多様性の主流化に努めてきたが、各セクターのネットワークを十分に活用しきれておらず、セクター間の連携が十分にはかかれていない。
- ・愛知目標の達成に貢献するプロジェクトを登録する「にじゅうまるプロジェクト」について、主に事業者や事業者団体によるものが年々着実に増加するなど、施策に一定の効果は見られるものの、地方や中小の事業者の取組はまだ不十分。

<国際的枠組への参加>

- ・「生物多様性日本基金」を通じて各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援し成果を上げているが、次の課題は戦略の実行である。また、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画についても、その実行(支援)が重要である。
- ・「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」については、COP12においてもその貢献について決議で言及されたが、愛知目標の達成に向けては、パートナーシップへの参加団体の拡大とともに、IPSIメンバー間の協力活動の推進や地域コミュニティによる資源管理の実践活動への支援を進めていく必要がある。
- ・名古屋議定書については、産業界を始めとする国内関係者の要望を十分に踏まえつつ、早期の締結を目指して、検討を進めていく必要がある。
- ・国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約科学技術委員会などに積極的に参画することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。
- ・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。
- ・IPBES総会及び関連会合に積極的に参画することにより、科学と政策の統合に係る国際的な取組の進展に寄与する必要がある。
- ・タイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。今後、他の関連枠組みとの連携によるより効果的かつ効率化な事業の推進が重要である。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>＜生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月に開催されたCOP12における愛知目標の中間評価等を踏まえ、我が国においても、2020年までの愛知目標の達成に向けて取組を一層加速するとともに、特に現時点で目標の達成が困難とされる取組については、重点的に取組を推進する。 <p>＜生物多様性に関する国民への普及啓発＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)の各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの普及を進めるとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。 <p>＜国際的枠組への参加＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の生物多様性国家戦略に加え、生物多様性条約の枠組みの中で作成されたその他の計画について、その実行が円滑に進むような能力構築等の実行支援も視野に入れて、生物多様性日本基金の活用を引き続き行っていく。 ・二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を進めるSATOYAMAイニシアティブのメンバー同士の協力活動の推進は、各団体の自主的な実践活動を面的に展開する有効な方策である。今後は協力活動のスタートアップを支援するSATOYAMA保全支援メカニズムの更なる充実に取り組む。 ・名古屋議定書については、できる限り早期の締結を目指しつつ、産業界や学術研究分野の意見を踏まえながら引き続き検討を行う。 ・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の普及等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通し積極的に日本の知見をインプットし、生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・ラムサール条約等、関連する他の条約と連絡を強化することにより、より具体的、効果的且つ効率的なサンゴ礁保全を国際的に進める。 <p>【測定指標】</p> <p>＜「生物多様性」の認識状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)において、これまでの成果と課題を中間評価としてとりまとめるとともに、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をロードマップとしてとりまとめ、いっそうの認知度向上に努める。 ・また、事業者の先駆的な取組事例を紹介するシンポジウムを全国で開催するほか、事業者団体の取組を促進するモデル事業の実施や手引きの作成により、事業者や事業者団体における認知度の向上、民間参画を促進する。 <p>＜生物多様性地域戦略策定済自治体数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、地方自治体の策定を促進することは継続しなければならないが、現在は財政的な面での支援のない状態で、策定の手引きなどを通じた情報提供により、以前の伸び率までの回復が図れるよう努力する。 <p>＜植生図＞</p> <p>植生図の未整備箇所には、現地調査の時期が限定される地域(積雪地等)や急峻な山岳地域など整備に困難が伴う地域が多く含まれるが、植生図の社会的ニーズは極めて高いため、早期の全国整備に向け、整備方法の効率化を検討するなどして着実な成果向上に努める。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次環境基本計画の重点分野での点検における、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について、中央環境審議会の意見聴取。 ・乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討委員会 ・国際サンゴ礁モニタリングネットワークメンバー
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成26年度乾燥地における住民参加による持続可能な牧草地利用等検討業務 ・平成26年度南極環境保護議定書附属書VIIに係る外国制度の調査委託業務報告書 ・平成26年度アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク推進業務報告書
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>鳥居 敏男</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-②)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生				
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録に向けた取り組みを進める。 ・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	当初予算(a)	371	483	1,025	911
	補正予算(b)	0	0	1,009	—
	繰越し等(c)	△2	▲75	▲934	
	合計(a+b+c)	373	408	1,100	
執行額(百万円)	328	366	1,061		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画				

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	×
		24	22	24	24	25	25	29	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	△	
—		7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	7地区 78%	11地区 85%	100%		
年度ごとの目標		7	11	7	9	13			

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p><里地里山> 平成26年度は、里地里山の生物多様性保全に取り組むため国土の生物多様性保全の観点から重要な地域(重要里地里山)を明らかにし、これを機に生態系ネットワークの構築も視野に入れ、「国土レベルでの里地里山の保全」を進めるために、有識者による里地里山保全・活用検討会議を開催し、全国で約550箇所の重要里地里山の選定作業を進めた。</p> <p><世界自然遺産> ・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全管理を実施した。 ・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図っている。 ・小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行い、各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保全管理を推進した。特に兄島で外来種グリーンアノールが発見されたこと(平成25年3月)や陸産貝類の外来種ネズミによる食害が深刻化していること(平成27年6月)を受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を進めた。 ・国内候補地である奄美・琉球について、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、前年度選定された推薦候補地域である奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4地域の地域別課題に取り組むため、奄美WG及び琉球WGを設置した。</p> <p><自然再生> ・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成26年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計25箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が36件(平成26年度単年度では1件)策定された。また、更なる自然再生の推進を図るため、平成26年11月に自然再生推進法第7条に基づき定める自然再生基本方針の変更を行った。</p> <p><地域支援> ・平成26年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は11団体であった。また、3団体が計画案を作成した。目標は達成されなかったが、おおむね目標に近い実績を収めた。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成26年度末までに64件に対し経費の一部を交付した。</p> <p><国立・国定公園> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成26年度については、13地区の見直しを計画し、三陸復興国立公園の区域拡張、妙高戸隠連山国立公園の指定、甕島国定公園の指定等、11地区の見直しを行った。 ・当初、平成26年度内に見直しをすることとしていた2地区については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成26年度に見直しすることができなかったが、1地区は平成27年度中に見直し予定、1地区は平成28年に見直しができるよう調整中である。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p><里地里山> 重要里地里山については、選定地域における自立的・持続的な保全活動が必要であり、多様な主体との連携促進を図る必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。小笠原諸島については、兄島における外来種クマネズミの分布拡大に伴い、世界自然遺産の価値を構成する陸産貝類への影響が深刻であり、対策の強化を図る必要がある。</p> <p><自然再生> 自然再生協議会の数の増加が鈍化しており、今後は、平成26年11月に閣議決定された自然再生基本方針を踏まえ、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画の策定数については、平成25年度の9団体と比較すると微増である。今後も微増で推移していくと考えられるが、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 <里地里山> 重要里地里山については、選定地域の自立的、持続的な管理体制の構築に向けた関係団体や地元企業等、多様な主体との連携のもと、地域資源の活用による地域振興のモデルの構築と重要湿地や重要海域と有機的につないだ生態系ネットワークの構築による生物多様性の観点からの国土づくりを目指す必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 小笠原諸島については、過去に実施したネズミ対策の科学的検証や各種モニタリング調査結果をふまえて、陸生貝類の保護増殖や外来種対策を含む総合的かつ長期的な対策について科学委員会で検討し、世界自然遺産の価値の保持を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画等の策定の委託事業については、平成25年度行政事業レビューの結果を受け、平成26年度で終了した。今後は、パンフレットやWebによる普及啓発、ネットワークを介した呼びかけや情報共有を通じ、市町村に対して地域連携保全活動計画の策定を働きかけていく。</p> <p>【測定指標】 <自然再生> 自然再生協議会の数の目標については、生物多様性国家戦略2012-2020において、その数値目標として用いている指標であるが、平成27年度までとなっており、平成28年度以降については、現状を踏まえ、適切な数値を設定する必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 目標年度は毎年度としており、今後も計画通り見直しが実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p>
---------------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全上重要な里地里山を選定するに当たり、里地里山保全・活用検討会議を開催し有識者の知見を活用した。 ・自然再生基本方針の見直しや自然再生事業実施計画の審査を行うに当たり、自然再生専門家会議を開催し、有識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(／候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成26年度 里地里山保全活用行動計画推進業務報告書</p>
----------------------------------	-----------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課 国立公園課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>鳥居 敏男 岡本 光之</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-23)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,718	1,794	2,333	2,799
	補正予算(b)	2,000	0	1,401	—	
	繰越し等(c)	▲1,966	△1506	▲912		
	合計(a+b+c)	1,752	3,300	2,822		
執行額(百万円)	1,584	2,773	2,615			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	(～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 1国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		—	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	300種	
		—	—	—	—	—	30種	—	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	30種	—	
	2 奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	34年度	—
		—	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	集計中	0頭(毎年度減少)	
		—	—	—	—	—	—	—	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	—	
	推定の中央値337万頭※26年度に算出	—	—	—	—	—	平成23年度比で半減		
	—	—	—	—	—	—	—		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に改正された種の保存法を全面施行し、罰則強化とともに、広告規制などを新たに追加した。 ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定すると共に、希少種保全推進室を新設した。(平成26年4月) ・国内希少野生動植物種について、41種を追加指定した。 ・平成26年度に第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成した。 ・国内希少野生動植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で4年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成27年5月末時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が78羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、野生順化ステーションが完成し、野生順化訓練の技術開発を実施するための野生復帰技術開発計画を策定した。 ・ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」を策定し、生息域内保全及び生息域外保全の取組に向けて必要な準備を進め、動物園の協力を得て野生から採取した卵から雛が孵化した。 ・平成25年度に引き続き「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成26年度は43件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。 ・特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成26年度には29箇所環境省直轄での防除事業を実施するとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図り、とりわけマングースについては、生息密度低下につなげることができた。 ・平成25年に公布・26年に施行された改正外来生物法に基づき、ツマアカスズメバチや交雑種のサンシャインバスなどを特定外来生物として新たに指定し、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 ・なお、従来より策定作業を進めてきた「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を平成27年3月に公表した。
		<p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月に鳥獣法を改正し、その施行(平成27年5月29日)に向け、法改正を踏まえた基本指針や政省令の改正作業等を実施した。 ・改正鳥獣法の施行により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援している。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。 ・平成26年度は高病原性鳥インフルエンザの発生が認められたが、上記監視体制の強化等により、適切な対応を行った。

評価結果

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全に関しては、施策は有効かつ効率的に実施されている。対象とすべき絶滅危惧種は多く、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いため、引き続き施策を継続することが必要である。 ・ワシントン条約対象種については、生息状況調査の結果をふまえて、ミナミイシガメの輸出助言方針について見直しを検討するなどした。また、希少野生動植物の国内取引については、違法取引の減少に向け、現物を伴わない広告に対する規制の施行、インターネットを通じた登録システムの運用開始、普及啓発事業の実施を行った。引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。 				
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】 <国内希少野生動植物種の新規指定数> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)> ・平成34年度までに奄美大島においてマンガースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミナミイシガメの輸出助言方針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・特定外来生物の指定は、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。また、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度末に策定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・鳥獣法の基本指針の変更に係る検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>第4次レッドリスト・平成24年度鳥獣関係統計</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-24)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増(平成22年度比)					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	101	184	204	207
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	△50	▲13	▲26	
		合計(a+b+c)	151	171	178	
執行額(百万円)	70	150	143			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	-
		418千頭	249千頭	221千頭	209千頭	176千頭	集計中	100千頭	
		年度ごとの目標値		-	-	-	減少傾向維持	減少傾向維持	
	犬・猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	-
		94%	82%	79%	77%	73%	集計中	減少傾向維持	
		年度ごとの目標		-	-	-	減少傾向維持	減少傾向維持	
	犬・猫の所有明示実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	△
		犬36% 猫20%	犬54% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	犬54% 猫39%	犬53% 猫31%	犬72% 猫40%	
		年度ごとの目標		-	-	-	上昇傾向維持	上昇傾向維持	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ・25年度の自治体における犬及び猫の引取り数は176千頭で、24年度より33千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。所有明示の実施率については、顕著な傾向はみられなかった。 ・「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプランを公表し(平成26年6月)、モデル事業を開始している。
	施策の分析	動物愛護週間行事の開催、ポスター・パンフレットの作成・配布等の普及啓発事業の推進、講習会の開催、収容動物検索情報サイトの運用、譲渡・収容施設の整備費補助を活用する等して、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡及び所有明示の実施を推進する取組を実施した。これにより、都道府県等による犬猫の引取り数及び殺処分率の減少傾向を維持する見込み。一方で、所有明示の実施については、一層の普及啓発等の取組が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る上で、「引取り数減少」、「殺処分率減少」及び「所有明示実施率上昇」は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に基づく適切な指標であり、引き続き、これらの指標について把握していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------	--------------------	------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-25)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7,802	7,745	8,001	8,325
		補正予算(b)	4,952	990	0	-
		繰越し等(c)	▲ 3,286	△ 3,886	△ 1,666	
		合計(a+b+c)	9,468	12,621	9,667	
執行額(百万円)	8,466	11,034	8,921			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略改訂2014、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
		-	886,844	807,909	843,874	873,199	-	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	40年度	-
		0	0(1)	0(1)	2(3)	1(4)	2(6)	47	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
-		124,925	120,061	124,695	126,422	-	-	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	
	(判断根拠)	測定指標のうち、自然公園等の利用者数及び温泉利用の宿泊施設利用人数は前年度比増となっている。また、エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想についても、毎年度新たに認定を行っている。
施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は全国で186件の自然ふれあい行事が実施され、約18,000人が参加した。これにより、国民の自然とのふれあい機会の創出等が進められた。 エコツーリズム推進全体構想の認定は、平成21年度:1件、平成24年度:2件、平成25年度:1件、平成26年度:2件であった。毎年、着実に認定数が増加しており、施策の効果が見られる。 国立公園等の整備については、地域振興にも資する利用拠点での整備や重要な自然環境の保全、再生に資する整備を選別し、優先度の高い事業を着実に推進している。事業の実施にあたっては、工事コスト縮減に取り組むとともに、竣工後は受益者となる地元自治体等と協同で運営にあたるなど、維持管理費の縮減を図っている。 施設の老朽化や地域振興等、国による整備ニーズは全体として増加傾向にあることに加え、訪日外国人の急増に伴う国際化整備の要望も多く、今後も適切に対応する必要がある。 温泉の保護と適正な利用について、温泉の利用人数だけでは資源保護の状況を把握することが困難であるため、より適切な目標設定とする必要がある。 	
評価結		

<p>結果</p>	<p>【測定指標】</p> <p><自然公園の年間利用者数の推移></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したものの。 <p><エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。 <p><温泉の自噴湧出量></p> <p>従来の測定指標である温泉利用の宿泊施設利用者人数では、資源保護の状況を把握することは困難であるため、温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となる。</p> <p><国立公園・国民公園年間利用者数、国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策達成にあたっての自然公園等事業は、自然とのふれあいの場の提供に加えて、自然環境の保全、再生等を行っていることから、一律に目標値を設定することが困難であった。このため、新たな指標として、国立公園等の年間利用者数に加えて、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るための実施計画数を設定することとする。これにより、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの推進の達成状況を評価する。
-----------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>中央環境審議会温泉小委員会などを開催した。</p>
------------------------	------------------------------

<p>政策計画を打つ過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>自然公園等利用者数調</p>
----------------------------------	-------------------

<p>担当部局名</p>	<p>国立公園利用推進室 自然環境整備担当参事官室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中尾 文子 高木 治夫</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	-----------------------------------	----------------------------	------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-26)

施策名	5-6.東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動の支援を行う。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。旧警戒区域に取り残された被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,300	2,565	2,329	2,329
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲ 618	▲ 423	▲ 594	
		合計(a+b+c)	682	2,142	1,735	
執行額(百万円)		553	1,807	1,490		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) 					

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	-
		6,994	4,070	458	1,432	2,250	集計中	6,994	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-		
	八戸市におけるホテル宿泊者数(人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	×
		-	428,807	465,077	487,466	512,130	498,789	-	
	年度ごとの目標(前年度実績の5%増)			-	450,247	488,330	511,839	537,736	
	(参考実績)被災ペットの保護数(頭)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		-	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	-	-
-		-	749	220	8	3	-		
年度ごとの目標値			-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	<p>相当程度進展あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・平成25年度は三陸復興国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの一部開通も行い、国立公園利用者数も着実に増えている。 ・平成23年度から実施した被災ペットの保護及び譲渡事業により、旧警戒区域内における被災ペットの保護数は、平成26年度までにほぼゼロになった。
	施策の分析		<ul style="list-style-type: none"> ・三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園の利用を早期に回復するため、主要な利用拠点等における優先度の高い事業を着実に推進している。事業の実施にあたっては、工事コスト縮減に取り組んでいる。 ・国立公園の指定やみちのく潮風トレイルの開通など、一時的な取組に終わらないよう国立公園やトレイルの魅力そのものを高める取組を行うとともに、地域が自立的にこれらを活用して、持続的に活性化していくよう、取り組むことが必要である。 ・これまでに保護した被災ペットのうち、犬437頭、猫459頭を返還・譲渡した。残った被災ペットは福島県動物救護本部に引き継いだ。環境省が設置した臨時シェルターは、その役割を果たしたことから、平成26年9月30日に閉鎖し、事業を終了した。

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【測定指標】 <三陸復興国立公園利用者数> 三陸復興国立公園の利用者数については、旧陸中海岸国立公園の利用者数を指標としているが、新たに編入した旧種差海岸階上岳県立自然公園や旧南三陸金華山国定公園の利用者数も含めた指標設定に変更する。</p> <p><八戸市ホテル宿泊者数> 八戸市ホテル宿泊者数については、地域レベルの施策の進捗の参考指標として引き続き把握を行う。</p> <p><三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数> 三陸復興国立公園内の利用施設の復旧・整備にあたっては、整備箇所が公園内の一部の区域に限られるなど、公園全体を対象にした目標値の設定が困難であったが、新たな指標として、利用拠点(集団施設地区)の利用者数を設定することで、被災した既存施設の復旧や観光地の再生に資する復興の達成状況を評価する。</p>
---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>三陸復興国立公園の拡張については、中央環境審議会自然環境部会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>自然公園等利用者数調</p>
----------------------------------	-------------------

<p>担当部局名</p>	<p>国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>岡本 光之 高木 治夫 田邊 仁</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	---	----------------------------	---------------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業、公害保健福祉事業、環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度
	当初予算(a)	10,409	10,140	8,948	9,640
	補正予算(b)	-	-	0	-
	繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	10,409	10,140	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	10,340	10,097	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度	-
			-						-	-
	2 公害被害補償基礎調査で行う公害診療報酬明細書集計における異常値検出率	基準値	参考値					目標値	達成	
			年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	-
			-	7.5%	7.5%	5.0%	5.0%	5.0%	-	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			
	3 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	基準値	実績値					目標値	達成	
			年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
			-	90.5%	89.0%	86.5%	89.3%	85.5%	80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%			
	4 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	基準値	実績値					目標値	達成	
			年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
			-	94.8%	86.7%	87.6%	87.4%	86.8%	80%	
	年度ごとの目標値		80%	80%	80%	80%	80%			
5 環境保健施策基礎調査への参加に同意いただいた人数及び調査対象者数の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成		
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○	
		-	92,849人 83.4%	88,655人 83.5%	87,389人 83.6%	未公表	集計中	60,000人及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%				
5 環境保健施策基礎調査への参加に同意いただいた人数及び調査対象者数の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成		
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○	
		-	93,192人 78.5%	85,304人 87.1%	82,787人 86.0%	未公表	集計中	60,000人及び75%		
年度ごとの目標値		60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献した。</p> <p>③(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のもので満足が得られるようにするとの目標値が設定されているところ、当年度においても目標を達成した。</p> <p>④公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審査申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な措置を講ずる必要がないことを確認することに貢献した。</p>		
	施策の分析		<p>○公健法旧第一種指定地域を管轄する自治体による公害診療報酬明細書等の支払い等状況を集計・点検し、他自治体分も含めて各自治体にフィードバックすることによって、各自治体での円滑な制度運営に資するよう努めている。</p> <p>○公害健康被害予防事業については、当該事業を実施している(独)環境再生保全機構において、ぜん息等患者や地域住民から聴取したニーズ及び事業参加者に対して実施している事業実施効果の測定・把握に係るアンケート調査の結果を踏まえた事業の効率化と重点化のための事業メニューの見直しを続けており、ぜん息患者等の期待に応えた事業を継続して実施している。</p> <p>○公害保健福祉事業として、(1)リハビリテーションに関する事業、(2)転地療養に関する事業、(3)家庭における療養に必要な用具の支給に関する事業、(4)家庭における療養の指導に関する事業、(5)インフルエンザに係る予防接種の費用の助成に関する事業の5事業を43自治体で実施し、被認定者に対する割合として80%を超える参加を得ている。</p> <p>○環境保健サーベイランス調査については毎年継続的に3歳児調査(平成8年度～)及び6歳児調査(平成16年度～)の各6万人を超える調査対象者のぜん息等健康状態と大気汚染の関連を評価し、結果公表をしている。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	公健法の被認定者への公正な補償給付等及び同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めていくことが重要であり、今後も継続して、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保に資する施策を実施していく。		
学識経験を有する者の知見の活用		補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報					
担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	酒井 千冬 横田 雅彦	政策評価実施時期	平成27年6月

平成26年度実施施策に係る政策評価書

(環境省26-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び環境学習等を通じた水俣病発生地域の再生・融和の促進並びに水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定患者に対する迅速な補償給付 水俣病発生地域における医療・福祉対策の推進 我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献 環境学習等を通じた水俣病発生地域の再生・融和の促進					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,961	14,605	15,253	15,149
		補正予算(b)	16,049	530	△446	-
		繰越し等(c)	36	△275	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	31,046	15,135	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	30,942	14,727	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	/	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
			水俣病被害者手帳等保有者に対する療養費(はり・きゅう施術費・温泉療養費含む。)を着実に支給					年度	-
			年度ごとの目標値					-	-
	②離島等医療・福祉推進モデル事業の参加者数(医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		-	11,431	18,440	18,658	18,531	18,944	18,000	
	年度ごとの目標	/	-	-	18,000	18,000	18,000	/	
	③水俣市水俣病資料館の来館者数(水俣病に関する情報発信事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	×
		-	42,321	46,528	48,688	48,235	41,824	50,000	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	50,000	/	
	④学校訪問事業の参加者数(水俣病の教訓を通じた普及啓発事業)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	
-		-	3,832	4,210	11,900	8,007	10,000		
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あたら限りの救済に向けて最大限の努力を行っているところ、療養費の支給については滞りなく着実に行われている。 ②離島等医療・福祉推進モデル事業(リハビリテーション強化等支援事業)の年間利用者数について、実施箇所を現在と同じ4箇所に拡大した平成23年度以降、18,000人超の利用者があることから、18,000人を目標値と設定している。平成26年度においては、18,944人の利用があり、目標を達成し、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。 ③水俣病に関する情報発信の進捗度合を測る指標として、水俣病資料館の来館者数を測定指標に設定した。平成26年度は、東日本大震災の被災地である福島県等からの視察受入の一巡(平成23年度から平成25年度)及び資料館改修の影響で平成22年度以前の水準となったが、引き続き40,000人以上の者が来館していることから、情報発信が着実に推進されている。 ④水俣病の経験と教訓等を伝えることで水俣病に関する偏見や差別をなくし、地域社会の再生・融和を推進する本事業の指標として、水俣病発生地域の学校を中心に訪問し、語り部等との交流を通じて水俣病について学ぶ啓発事業の小・中・高校生等の参加者数を測定指標に設定した。平成25年度は事業対象を拡大した初年度ということで顕著に指数が伸びているが、平成26年度においても事業開始年度(平成23年度)の2倍超となっており、環境学習を通じた地域の再生・融和に寄与している。
	施策の分析	平成26年度の水俣市水俣病資料館の来館者数については、平成25年度までに視察受入が一巡したこと及び平成26年度の施設改修を要因として平成22年度以前の水準になったものと推察されるが、平成27年度については、施設改修が終了したこと及び水俣病公式確認60年に向けた情報発信等取組の強化を行うこととしており、来館者数は再び増加傾向に転じるものと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①水俣病患者に対する療養費の支給 【測定指標】 水俣病患者手帳等保有者に対する療養費の着実な支給が事業に求められる成果であるため、引き続き同様の測定指標とする。 【施策】 ②医療・福祉におけるリハビリテーション強化等支援事業(離島等医療・福祉推進モデル事業の参加者数) 【測定指標】 継続的安定的に実施されるべき事業であることから、引き続き同様の測定指標とする。 【施策】 ③水俣病に関する情報発信事業(水俣市水俣病資料館の来館者数) 【測定指標】 第5次水俣市総合計画が平成29年度までの期間設定となっているため、同期間中においては引き続き当該指標及び目標値を用いる。 【施策】 ④水俣病の教訓を通じた普及啓発事業(学校訪問事業の参加者数) 【測定指標】 年度による事業対象者数の変動幅が大きいため、事業対象を拡大した平成25年度以降の平均値を目標値として、平成27年度から新たに設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	環境省政策評価委員会において、「観光客入込数」よりも適切な指標が考えられる旨の指摘を受け、指標を「水俣病に関する普及啓発事業参加者数」に改めた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	名越 究	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	------------------	--------------------	------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策					
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。					
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	688	771	695	700
		補正予算(b)	0	0	0	—
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	688	771	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	579	648	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		173日	175日	164日	130日	115日	116日	120日	
		年度ごとの目標値	140日	140日	140日	140日	120日		
	2. 7地域における環境リスク調査の進捗		施策の進捗状況(実績) ・平成25年度末までに、5,831人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。 ・その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。 ・これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行った。					26年度 全国7地域で5年間(平成22～26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の迅速な救済を図るため、認定・不認定の決定までの平均処理日数を、平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定していたところ。その後、(1)事務手続の効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査をせずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。これを受けて、また、今後申請者が増加することが予想されることも踏まえ、平成26年度は目標値を120日に設定し、同年度は116日と目標を達成した。これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成26年度末までに10,170件(平成25年度末:9,471件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行い、平成27年度から石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務については、平成25年度から平成26年度までは平均処理日数120日以内となっている。 石綿の健康リスク調査については、平成18年度から平成25年度までの調査結果を取りまとめ、公表した。平成27年度に石綿の健康リスク調査の総括を行うこととしている。 石綿の健康リスク調査で得られた知見に基づき、石綿の健康リスク調査終了後の検討を行った結果、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施しているところである。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿法に基づく認定業務については、引き続き着実に実施する。 石綿の健康リスク調査で得られた知見を踏まえ、平成27年度より石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害の認定業務の測定指標として、申請から認定不認定の決定までの平均処理日数を引き続き用いる。 平成27年から行う石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査では、健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行うことを測定指標とする。

学識経験を有する者の知見の活用	石綿の健康リスク調査に関しては、石綿の専門家や地方公共団体の関係者からなる石綿の健康影響に関する検討会において専門的な検討をいただいているところ。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	石綿の健康影響に関する検討会報告書(これまでの「石綿の健康リスク調査」の主な結果及び今後の対応について(平成26年3月))
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 眞鍋 馨	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------------	--------------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	26	26	67	67
		補正予算(b)	-	-	0	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	26	26	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	28	27	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R ²)(*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	×
		-	31.2%*	63.6%	21.7%	73.0%	28.5%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	60%	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	×
		-	-	-	-	50	78	208(累計)	
		年度ごとの目標	-	-	-	50	100	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	-
		-	-	-	1343	1,366	2,539	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
④自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	-	
	-	-	-	-	89.8%	99.2%	-		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	(各行政機関共通区分) 進展が大きくない ----- ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成26年度は大雪の影響等もあり達成できなかった。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度はパイロットスタディ時より患者を増やし、100人を目標としたが、地域内の小児ぜんそく患者数自体に限りがあることから、これに満たない数となった。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び講習会に参加した自治体における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して100万部以上の増加見られることや、ほぼ100%の自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	(判断根拠)

果	施策の分析	①花粉の予測については、平成26年度は3回の報道発表を行い、国民への情報提供を行った。 ②黄砂による健康影響については、計画に沿って疫学調査を行い、知見の収集を行った。 ③、④の熱中症対策については、自治体からの要請等に基づき、各地で適切な対策がとられるよう取組を推進している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①花粉の予測については、予測精度の向上に限界があることや民間でも同様の予測が行われていること等を踏まえ、事業のあり方を検討する。 ②黄砂の健康影響については、平成28年度までの計画で疫学調査が実施されていることから、引き続き計画に沿って調査を実施するが、指標については再検討を行う。 ③、④熱中症対策については、各自治体からの要請が非常に増えていることから、引き続き効率的な対応に取り組んでいく。 【測定指標】 ①花粉の予測については、今年度は引き続き本指標を用いるが、事業のあり方について今後、検討を行う。 ②黄砂の健康影響については、疫学調査が平成28年度までであることから、引き続き本指標を用いるが、目標患者数については、平成26年度の実績及び地域の患者数の実態を踏まえて再検討した。 ③、④熱中症対策については、自治体において暑くなる前の対策が進んできていることから、普及啓発の効果に関する指標を今後検討する。
	学識経験を有する者の知見の活用	花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成26年度 花粉症に関する調査・検討報告書 平成26年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------------	--------------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	177	247	208	226
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	177	247	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	143	212	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等)	-					

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		約79	約80	約82	約86	約93	調査中	増加傾向の維持	
		△	△	△	△	△	△	△	
	年度ごとの目標値	-					-	-	
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	
		約205	約225	約236	約243	約255	調査中	増加傾向の維持	
		△	△	△	△	△	△	△	
	年度ごとの目標	-					-	-	
	3. 地方公共団体及び民間団体 におけるグリーン購入実施率 (%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		別紙のとおり							
		△	△	△	△	△	△	△	
	年度ごとの目標	-					-	-	
	4. 環境報告書公表企業 (上場/非上場)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
13年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
約30/ 約12		56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	71.1/ 31.5	69.4/ 25.5	調査中	増加傾向の維持		
△		△	△	△	△	△	△		
年度ごとの目標	-					-	-		
5. 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名機関数 (機関)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度		
	177	△	177	186	189	193	増加傾向の維持		
	△	△	△	△	△	△	△		
年度ごとの目標	-					-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○平成25年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約93兆円(前年比8.1%増)、約255万人(前年比4.9%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は69%となっており、更なる拡大には自治体の規模ごとに課題・対応策の検討が必要である。 ○事業者による環境情報の開示については、現状維持にとどまった。 ○「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の署名金融機関数は増加基調にある。
	施策の分析	○おおむね、当初の想定どおり、目標を達成。 ○グリーン購入実施率及び環境報告書の公表企業の割合に関しては、平成26年度に実施率の定義の変更等を行ったことから、数値の低下がみられた。
	次期目標等への反映の方向性	○引き続き、現在の指標を活用。 ○グリーン購入に関しては、平成28年度以降にグリーン購入に係る国民の実施率等の指標の設定を検討するほか、平成27年度の各主体の実施率も踏まえつつ、その後の目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	金融行動原則の活動において有識者を招聘してシンポジウムを開催する等、各施策ごとに学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/1-2.suikei.pdf)</p> <p>測定指標3 環境省「平成26年度 地方公共団体のグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs14.pdf)</p> <p>測定指標3及び4 環境省「平成25年度環境にやさしい企業行動調査結果」 (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/h25/gaiyo.pdf)</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>大熊 一寛 大村 卓</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------	----------------

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	平成 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方公共団体	-	73.8	78.6	81.3	82.5	69.0 [※]	100.0
上場企業	-	78.9	75.4	78.6	80.3	調査中	約50
非上場企業	-	68.1	58.4	60.2	56.3	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市において地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	3	2	2	2
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	3	2	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1	1	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都市議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施					

測定指標	1 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	30年度	△
		-	15	55	82	92	94	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	100	100	100	/	
	2 指定都市・中核市・施行時特例市以外の市町村における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	一年度	○
-		2.2	5.1	7.1	12.3	14.8	増加傾向の維持		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	相当程度進展あり
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市における地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率は、伸び率が低下しているものの目標値への達成に向けて着実な進展がみられる。 ・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)の全国的な策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策の推進を図るため、地方公共団体職員の人材育成や技術支援、波及効果の高い再エネ・省エネモデル設備導入の支援を推進している。 ・現時点では、平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」として、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都市議定書目標達成計画に掲げられたものと同程度以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとする」としているが、地方公共団体においては政府の地球温暖化対策計画の策定を待って、改定・策定するという意向も多いのが現状である。 ・また、一方で地域主導による再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入を推進し、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く、低炭素な小さい地域づくり」についても全国的な支援を展開している。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の地球温暖化対策計画の策定に伴う、地方公共団体実行計画策定マニュアルの改定を行う。 <p>【目標及び測定指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の地球温暖化対策計画の策定に伴い、地方公共団体実行計画(実行計画)の改定・策定が大幅に増加する見込みである。また、地球温暖化対策計画の策定に伴う政府実行計画の策定に伴って、地方公共団体実行計画(事務事業編)を含めた一体的な地方公共団体実行計画の推進を図ることが重要である。このことから、持続可能な地域づくりを総合的に評価できるよう、地方公共団体(事務事業編)の策定率を含めるなど、測定指標の見直しを検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、地域エネルギーの在り方、低炭素パスの導入支援策、自治体の民生・業務部門削減等をテーマとして事例調査研究や国の支援策を検討した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成26年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名(※記入は任意)	大村 卓	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------	----------------	------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	203	356	307	350
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	203	356	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	195	293	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章ほか」(平成23年6月15日) 					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度	-
		-	-	-	-	15	29	90	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 協働取組は、その活動実績数が増加傾向にあることに加え、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組として相当程度有効、かつ効率的に寄与していると評価できる。しかしながら協働取組は各主体の外的及び内的要因等の関係性によって大きく変化するため、定性を保持しつつけることに十分配慮を必要とする。
	施策の分析	活動実績としての協働取組の実績数を測定指標としており、その実績数は着実に伸びている。また、施策全体では、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスにより、協働取組を実施しようとする各主体を中間的に支援する活動が着実に進行しており、平成25年度からは協働をテーマとする環境保全活動への直接的な支援も開始され、施策の進展に寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 【施策】 <ul style="list-style-type: none"> 市民、民間団体、地方自治体及び企業等の各主体が協働して取り組む環境保全に関する活動を引き続き促進していく必要がある。 各主体による協働取組の促進には、取組をコーディネートする者が必要であり、地域においてこのような機能を担う地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスの役割が重要であるため、その活動を推進していく必要がある。 各主体が活動を直接的に支援する仕組みに対する潜在的な需要は多いが、これを具体的な行動に導くための施策の充実が必要である。 【測定指標】 <ul style="list-style-type: none"> パートナーシップの進展を直接測る指標を設定することは難しいが、例えば施策の手段である地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスの活動を評価する指標は設定可能であるため、今後、適切な指標の設定に向けて試行を交えつつ検討を進めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成25年度及び平成26年度地域活性に向けた協働取組の加速化事業の採択事業数を使用
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省27-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	336	471	574	455
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	336	471	574	455
執行額(百万円)	279	492	503			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定) 					

測定指標	環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	年度	○
		-	-	-	13	18	29	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	○
		-	-	-	-	47	94	141	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	47	94	-	
	環境教育推進室HPアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		24年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	×
-		-	-	276,471	222,739	345,375	400,000		
年度ごとの目標	-	-	-	400,000	400,000	400,000	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 地方公共団体における行動計画策定数が増加傾向を維持していること、及び全国47都道府県において地域版のESD環境教育プログラムの策定・実証を行い、地域における人材育成及び地域のESD推進体制構築を図ったことから、目標達成に向けて取組状況の着実な進展があった。
	施策の分析	平成24年に施行された環境教育等促進法に基づき総合的に施策を展開しており、目標達成に向けて上記のような進展があった。
	次期目標等への反映の方向性	【施策・測定指標】 環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に実施する。特に、ESD環境教育プログラムの実証事業については、平成27年度で事業が終期を迎えるため、それまでに確実に目標を達成できるよう施策を実施する。 また、施策の効果をより適切に把握するために、国民の環境保全行動の重要性の認識や実施意向、及び学校・企業・NPO等の環境教育の実施状況に関する指標の追加を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「『国連持続可能な開発のための10年』円卓会議(平成23年2月)」 ・「環境教育等推進専門家会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-④)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。 最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	77,224	97,139	138,052	138,710
		補正予算(b)	10,427	—	—	—
		繰越し等(c)	▲ 32,645	▲ 5,733	7,901	
		合計(a+b+c)	55,006	91,406	145,953	
執行額(百万円)	9,308	23,644	40,088			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	<対策地域内廃棄物> 帰還の妨げとなる廃棄物を撤去し、仮置場への搬入が完了した市町村数。	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	△
		0市町村(累計)	—	—	3	6	—	10	
年度ごとの目標値	0市町村(累計)	—	—	3	8	10			
測定指標	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	×
		0か所(累計)	—	6	16	30	—	36	
年度ごとの目標値	0か所(累計)	—	—	—	36	36			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり
	(判断根拠) 対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において、避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場へ搬入することを優先目標として進めていくと規定されている。 平成26年度末時点では、8市町村において、2町村の一部の家の片付けごみを除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了しており、平成27年度の完了に向けて処理が進んでいるところ。 また、対策地域内廃棄物と指定廃棄物の処理について、仮置場の確保及び仮設処理施設の整備が進んでいるところ。

評価結果	施策の分析	<p>放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。なお、廃棄物の処理の進捗状況が、処理の過程であっても具体的に表せるよう、指標を事前分析表から変更している。</p> <p>【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①当面必要な仮置場25箇所を供用開始済みであり、災害廃棄物等を順次搬入し、平成26年度末時点での搬入量は約45万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を7市町村(8施設)で計画しており、平成26年度末現在でうち2施設が稼働中、5施設が建設工事中、1施設が地元調整中である。</p> <p>指定廃棄物の処理において、 ①福島県福島市にある堀河町終末処理場において、平成26年8月末に下水汚泥(指定廃棄物)の乾燥処理が完了したところ。 ②福島県県中浄化センター内に設置した仮設焼却施設において、平成25年度末に下水汚泥(指定廃棄物)及び覆土に使用していた土壌の合計約18,000トン safelyに処理を完了したところ。 ③福島県鮫川村において、仮設焼却炉を設置し、8,000Bq/kg超の農林業系副産物の減容化と安定化を図るための事業を進めているところ。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。</p> <p>【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度の測定指標から対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 指定廃棄物対策担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	指定廃棄物対策担当参事官	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-----------------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-44)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	374,091	512,441	359,364	491,133
		補正予算(b)		80,407	150,000	
		繰越し等(c)	▲ 92,195	▲ 114,804	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	281,895	478,044	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	180,392	464,476	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	骨太の方針2015 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(2015年6月閣議決定)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域
		追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、除染等の措置等を実施中。除染特別地域内の全市町村において平成26年7月までに除染特別地域内除染実施計画を策定しており、同計画に基づき国が除染を実施しているところ。平成26年3月末までに、田村市、楡葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道については、計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね終了したところ。除染の終了していない南相馬市、飯館村、川俣町の宅地以外、葛尾村の宅地以外、浪江町、富岡町及び双葉町については同計画に基づき、除染を実施しているところ。

年間の追加被ばく線量1ミリシーベルトは、長期的な目標であり、モニタリングや食品の安全管理など放射線リスクの適切な管理を総合的に行うことにより目指すもの。
そのための対策の一つとして、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針等に基づき、市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施されるなど着実な進捗が見られているところであり、計画した除染が終了した市町村も見られる。

		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
	中間貯蔵施設の供用開始	放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設の整備に向けた取組を実施。具体的には、住民説明会の開催等を経て、平成26年9月には福島県、同年12月には大熊町、平成27年1月には双葉町より施設の建設受入れの容認があった。また、県外最終処分の方案の成立、輸送基本計画/実施計画の策定、中間貯蔵施設等に係る交付金を含む平成26年度補正予算の成立等を踏まえ、平成27年2月には、搬入開始に当たっての県からの確認事項である5項目についての国の対応状況を地元を示し、搬入を受け入れていただいた。その後、同年3月から、大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始しており、大熊町、双葉町、田村市及び富岡町については終了し、川内村、広野町、浪江町、葛尾村及び楢葉町についてはパイロット輸送を実施しているところ。	平成27年 供用開始	○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成26年3月末までに、田村市、楢葉町、川内村及び大熊町の全体並びに常磐自動車道について計画に基づく除染が終了した。また、平成26年末までに、葛尾村及び川俣町の宅地部分について計画に基づく除染が終了し、飯館村の宅地部分についても概ね除染を終了したところ。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、当面の策定予定の94市町村すべてにおいて本法に基づく除染実施計画が策定され作業が進められており、公共施設等の8割以上で除染が実施され、94市町村のうち48市町村で除染が完了又は概ね完了するなど、着実な進捗が見られる。 ○放射性物質汚染対処特措法等に基づき、中間貯蔵施設整備に向けた取組を実施。平成23年に示したロードマップに基づき、平成27年1月を目途として施設の供用を開始すべく、最大限の取組を行ってきたところ。その結果、平成27年2月に福島県並びに大熊町及び双葉町から搬入を受入れていただき、当初の予定からは遅れることとなったが、同年3月から両町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始することができた。
	施策の分析	○除染作業の実施にあたっては、仮置場の確保、地権者の同意取得及び作業員の確保が前提となる。国が除染を行う除染特別地域については、着実に事業が進捗しており、引き続き、復興の動きと連携し、インフラ復旧と除染工事の一体的施工の実施などの除染の加速化・円滑化のための施策を総動員し事業を実施していく。市町村が中心となって除染を実施する区域についても、除染が終了した市町村も見られており、引き続き、財政的措置はもとより、技術的支援を行っていく。 ○平成27年3月から大熊町の仮置場から中間貯蔵施設内の保管場へのパイロット輸送を開始し、他の自治体からも順次搬出を行っているところ。今後、中間貯蔵施設への継続的な搬入を行っていくためには、用地の確保が大前提であり、引き続き、地権者への丁寧な説明等の用地確保に関する取組や施設の着実な整備を行う。現在実施しているパイロット輸送を進め、本格的な搬入に向けて、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認するとともに、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分に向けた技術開発や国民理解の醸成等の必要な措置を着実に実施する。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き、除染、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進に向け、政府一丸となって取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	除染の進捗等については随時、『環境回復検討会』等において議論を行い、開催後速やかに環境省HPに資料及び議事録を公表しているところ。
---------------------------	---

担当部局名	放射性物質汚染対策担当参事官室 中間貯蔵施設担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------------------------	--------------------	--	----------	---------

10-2表1 評価結果(一般公衆の年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約50	約40	約10
除染特別地域	約67		約27
重点調査地域	約62		約22
合計	約64		約24

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

10-2表2 評価結果(子どもの年間追加被ばく線量)

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による低減率(%)	うち、除染による2年間の低減率(%)
目標	約60	約40	約20
除染特別地域	約66		約26
重点調査地域	約64		約24
合計	約65		約25

出典: 第11回環境回復検討会 資料4「基本方針の目標に係る評価について(案)」

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-45)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の福島原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,900	1,400	2,309	2,256
		補正予算(b)	0	-350	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,900	1,050	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,100	942	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	
		15	15	20	22			20	○
	年度ごとの目標値		10	20	20	20			
測定指標	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	
		92	92					80	○
	年度ごとの目標		80	80					
測定指標	③対応率(%) (相談員支援センターにおける相談対応)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	
		100	100					100	○
	年度ごとの目標		100	100					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、22件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、安心・リスクコミュニケーション事業として、統一的資料を作成するとともに、保健医療福祉関係者、学校関係者等に基礎研修、応用研修、研修講師の育成研修、住民セミナー等を実施し、92%の受講者満足度を得た。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、いわき市に放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを設置し、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談への対応を開始。センターに寄せられる相談に100%対応した。
	施策の分析	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、「施策の方向性」のうち「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図る必要がある。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。 	
次期目標等への反映の方向性	【施策】	上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する	
		【測定指標】	

学識経験を有する者の知見の活用

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------	--------------------	--	----------	---------